官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務五二）　一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（同五三）　三
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六六）　四
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二一二）　七
○保安林の指定をする件（農林水産九〇六～九二一）　七
○保安林の指定を解除する件（同九二二～九二九）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同九三〇～九三二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局五三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局六九）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
会計検査院　八
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
社会保険労務士懲戒処分、大丸用水土地改良区の定款変更の認可関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一二

省令

○財務省令第五十二号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日　財務大臣　加藤　勝信

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一～四　［略］ 五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項、第六十条の二十九第二項及び第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の八十一第三項 六～二十二　［略］	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一～四　［同上］ 五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第二項、第五十八条第三項、第六十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項 六～二十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月十三日から施行する。

○財務省令第五十三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十三日　財務大臣　加藤　勝信

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。